

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

保全異議準備書面(1)

平成28年10月3日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 示現舎合同会社  
上記代表者代表社員 宮部 龍彦

第1 保全異議答弁書に対する認否と反論

- 1 横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号仮処分申立事件の疎明資料6号証の「復刻全国部落調査」について

第2第1項(1)については認める。第2第1項(2)については、宮部が「復刻全国部落調査」を横浜地方裁判所相模原支部に提出して「別紙目録1の関連資料として提出されている～」と説明したことは認めるが、その余は否認ないし争う。

債権者はこれをもって「別紙書籍目録記載の著作物が存在することは明らかである」というが、「復刻全国部落調査」は別紙書籍目録記載の著作物とは次の理由で全く異なるものである。

- (1) 書籍目録の書籍名は「全国部落調査」であって、「復刻全国部落調査」ではない。
- (2) 書籍目録では副題に「部落地名総鑑の原点」とあるが、「復刻全国部落

調査」には副題がない。

- (3) 「復刻全国部落調査」は「全国部落調査」に学術的価値があることを裁判所に説明するために資料として作成したものであって、頒布するためのものではない。

最近になってデジタルデータを全自動で、市販の本と同程度の品質で印刷・製本する機械が開発されており(乙4号証)、それを導入している業者に依頼すれば、市販の本と同程度の価格で1冊から製本可能である(乙3号証)。

要は、裁判所提出用の資料を印刷しただけなのだが、あまりにも高品質だったので、技術の進歩を知らず、物事の本質を見ることができない債権者が、本格的な出版が行われたものと勘違いしたのである。

保全異議申立書第3で説明した通り、同じ方法を使えば同程度の品質の書籍を誰でも作成可能である。実際に、債務者の知らない所で既に同様の物が相当数作られていると考えられる。

印刷技術は常に進歩しており、オンデマンド印刷・OCRといった技術によりデジタルデータと印刷物の境界はなくなりつつあるのだから、時代錯誤的な出版禁止の仮処分命令には、もはや実効性はない。

- 2 「小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ」(以降「5年のあゆみ」という)について

第2第1項(3)について、「5年のあゆみ」を出版してネット上で販売したことは認めるが、その余は否認ないし争う。

「5年のあゆみ」は、小林健治にんげん出版社長と有田芳生参議院議員による出版妨害と中傷に対抗することと、宮部龍彦が書記局長を務める部落解放運動団体である「全国部落解放協議会」の設立5周年を記念して出版され

たものであって、書籍目録記載の書籍とは明らかに無関係なものである。

その内容は、小林健治と有田芳生に対する反論と、部落を明らかにする全国部落解放協議会の部落解放理論がいかにかに正しいか解説するものであり、さらに全国部落解放協議会が部落に根ざした活動を行うための資料として部落の地名一覧を掲載しているものである。

また、出版物を売るためにどのように宣伝をするかは販売者の自由であり、出版物の内容の評価や出版の是非とは無関係である。

### 3 プライバシー権侵害について

債権者は、「債権者らの住所等を知る者やウェブサイト目録1及び2を見た者からすれば、「全国部落調査」に記載された地名から、債権者らが被差別部落出身者であることが判明する」という意味不明な主張をしている。

まず、地名は特定の個人の人格と結びつくものではない。部落の地名に限って「プライバシー」と言えるのであれば、それこそ異様で差別的な考えである。

また、何人でも居住、移転の自由を有するのであるから、債権者の言うとおりに、一度部落に行けば誰でも「被差別部落出身者」である。

なお、ウェブサイト目録1及び2は、関連する請求が2016年3月23日付訂正申立書で取り下げられたので、本件とは無関係である。

仮に部落の地名が「プライバシー」と言うのであれば、部落の地名が列挙された書籍は過去に何度も行政や債権者解放同盟の関係団体から出版されているので、これらの書籍もことごとく焚書するか封印しなければならない。以下に挙げるのはそれらのごく一部である。

- (1) 山陰之教育第二十號(乙5号証)

本書は明治30年(1897年)1月8日に私立鳥取県教育会事務所により刊行されたもので、鳥取県立図書館で見ることができる。

私立鳥取県教育会とは、1947年9月まで存在した、鳥取県内の教員による教育団体である。

「新平民に関する調査票」として、鳥取県内の、当時「新平民」の世帯があった地域を大字単位で特定し、それぞれ戸数、人口と就学者、不就学者等の数が表にまとめられている。特に女子の就学者が著しく少ないことが分かる。

当時は地域の篤志家等により部落の児童に対する学力保証の取り組みが始まった時期で、教員の間でも部落の不就学児童を減らす取り組みは重要な課題であったことがうかがえる資料である。

## (2) 特殊部落改善資料(乙6号証)

本書は明治43年(1910年)6月15日に徳島県により作成されたものである。本書は日本社会事業大学附属図書館に所蔵されている。

徳島県内の「特殊部落」(あるいは「特種部落」とも記述されている)が小字まで特定され、戸数や人口等が記載されている。

宗教、犯罪人員、職業といったことまで記載されていることから、部落の経済状況や治安の改善のために、かなり詳細な調査が行われていたことが分かる。

## (3) 京都府未解放地区の生活実態調査報告(乙7号証)

本書は昭和28年(1953年)10月に社団法人部落問題研究所により刊行されたものである。国立国会図書館等で見ることができる。

社団法人部落問題研究所は1948年10月に解放同盟の前身の部落解放全国委員会の幹部らにより京都市で設立された団体であるが、196

5年以降は解放同盟とは対立関係にある。

本書には京都府内の「同和地区」の地区名が列挙され、大正10年、昭和10年、昭和15年、昭和25年の戸数と人口が記載されている。特に昭和15年のデータは全国部落調査と同じである。

(4) 同和問題資料 No.3(乙8号証)

本書は昭和29年(1954年)10月1日に奈良県同和問題研究所により作成されたものである。

奈良県同和問題研究所は解放同盟の前身の部落解放全国委員会の糾弾闘争を受けて、1950年に奈良県により設立された団体である。本書の序文には当時の奈良県民生労働部長により、本書を同和問題解決のために参考に資して欲しい旨が書かれている。

本書には奈良県内の「同和地区」の地区名、世帯数、人口等が一覧表にされている。

(5) 調査その一(乙9号証)

本書は昭和29年(1954年)11月1日に和歌山県同和問題研究委員会が作成したものである。相当数作られたと思われ、時々古書店で見ることがある。

和歌山県同和問題研究委員会とは昭和27年に設立された、和歌山県知事直轄の組織である。本書序文で当時の小野真次和歌山県知事が本書を十二分に活用するように述べている。

本書には「関係地区」の地名が列挙され、昭和9年と27年の世帯数、人口が記載されている。特に昭和9年のデータは全国部落調査と同じである。

(6) 大阪市西成区出城・開地区精密調査報告書(乙10号証)

これは1963年に当時の内閣府同和对策審議会によって作成された報告書で、国立公文書館により公開されたものである。

本資料には大阪市内同和地区の所在地を地図上に示したものが含まれており、大阪市西成区出城・開同和地区の範囲が地図で示されている。

なお、この資料は民間団体にも提供されて、同和对策事業特別措置法の制定運動に利用されたと見られ、要約して活字に起こしたものを国立国会図書館等で見ることができる。

(7) 大阪市同和事業促進協議会10年の歩み(乙11号証)

本書は1963年に社団法人大阪市同和事業促進協議会により作成されたものである。国立国会図書館等で見ることができる。

社団法人大阪市同和事業促進協議会は1953年2月10日に大阪市の同和事業の窓口団体として設立された団体で、2002年4月1日に社団法人大阪市人権協会に改称し、2012年8月末に資金繰りの悪化により解散した。

本書には大阪市内の「地区」の場所が地図上に示され、さらに地区ごとにその状況が詳細に説明されている。

(8) 差別とのたたかい 部落解放運動20年の歩み(乙12号証)

本書は1967年10月に部落解放同盟長野県連合会により作成されたものである。県立長野図書館で見ることができる。

本書には長野県内の「未解放部落」の地区名、俗称、世帯数、人口の一覧が掲載されている。もととなった資料は国の同和对策審議会調査部会の委託をうけて長野県が作成したもので、昭和38年1月1日現在の状況である。

(9) 漁村型同和地区の実態と行政の課題(乙13号証)

本書は1968年1月30日に当時の高知県幡多郡大方町町長の橋田光明氏によって発行されたものである。なお、調査者は原告解放同盟の関係団体である社団法人部落解放・人権研究所の事務局長であった村越末男氏(故人)である。本書は東京都人権啓発センター等で見ることができる。

本書には高知県内の「同和地区」の地区名が列挙され、その位置が地図上に示されている。

(10) 群馬解放 同和対策関係予算額一覧表 群馬県同和地区の現況(乙14号証)

本資料は昭和46年(1971年)6月1日に部落解放同盟群馬県連合会により作成されたものである。群馬県立公文書館で見ることができる。

群馬県内の「同和地区」の地区名、世帯数、人口、混住率(地区住民中の同和関係者の割合)の一覧がある。

(11) 滋賀の部落 第1巻部落巡礼(乙15号証)

本書は1974年8月28日に滋賀県同和事業促進協議会によって発行されたものである。本書は国立国会図書館等で見ることが出来る。これは滋賀県部落史研究会(事務局は部落解放同盟滋賀県連合会)が刊行していた「滋賀の部落」に連載されていた「部落巡礼」をまとめた叢書である。なお、1998年には滋賀県同和问题研究所が「復刻 滋賀の部落」として「滋賀の部落」の全内容をまとめた復刻版を発行している。

本書の「発刊に寄せて」では当時の野崎欣一郎滋賀県知事が「本書がより多くの人々に読まれ、同和问题の早期解決に寄与することを切望する次第であります」と述べている。

本書には滋賀県内の「未解放部落」の新旧の地名が列挙されている。

そして「部落巡礼」として1つ1つの地区について詳細に説明されている。

(12) 大阪の同和事業と解放運動(乙16号証)

本書は1977年5月10日に、原告解放同盟の関係団体である社団法人部落解放研究所から発行されたものである。なお、箱には「発売元 解放出版社」、定価3,000円と書かれている。発行人は村越末男氏である。相当数が作られたようで、国立国会図書館等で見られる他、古書店でも比較的容易に入手できる。

本書には1975年に「特殊部落地名総鑑」が発行されたことが触れられている一方、「大阪府部落概況」として大阪府内の部落の地名、戸数、人口、主な産業の一覧が掲載されている。

(13) 部落問題・水平運動資料集成 補巻一(乙17号証)

本書は1978年2月28日に三一書房から発行されたものである。編者の1人である秋定嘉和氏は部落解放同盟京都府連合会関係団体である京都部落問題研究資料センターの所長(なお原告西島藤彦は同センターの顧問)である。国立国会図書館等多くの図書館に所蔵されている他、古書店でも容易に入手できる。

本書には全国水平社の求めで大正12年(1923年)に浄土真宗大谷派が調査した、「地方関係寺院」の檀徒が所在する地域が列挙されている。

また、本書には群馬県内の「被虐部落」の地名が列挙されている。

(14) 同和問題の解決のために(乙18号証)

本書は平成9年(1997年)4月に鳥取市職員同和問題研修資料として作成されたもので、鳥取市立図書館で見ることができる。

本書には鳥取市の隣保館の対象地区の地名が列挙されている。

(15)市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ(乙19号証)

本書は2003年2月10日に社団法人大阪市人権協会により発行されたものである。

本書には大阪市内の全ての「同和地区」の位置が地図上に示され、各「同和地区」の所在地が丁目単位で掲載されている。

無論、債務者はこれらの出版物が焚書・封印されるべきであるとは思っていない。債務者の主張は、これらの出版物の存在が許されるのであれば、全国部落調査の出版も許されて然るべきということである。

もっとも、債権者はこれらの出版物について「利用範囲が限定されているからいいんだ」とか「全国ではなく都道府県単位だからいいんだ」といった後付けの俺様ルールを創作して屁理屈をこねるかも知れないが、仮にそのような屁理屈が認められるなら、全国部落調査も都道府県単位で分冊し、部落解放運動の理念に賛同する者だけに販売するという方法もあり得る。

4 いわゆる「部落差別」について

結婚差別、就職差別等の部落差別が現存すると債権者は言うが、それが具体的にどのようなものなのか、客観的な証拠がない。債権者の言うとおりの理由はいくらでも後付けできるのだから、水掛け論である。

また、債権者は、どの場所の出自かを特定することが部落差別の前提となる等といった独自の見解を開陳しているが、それは全くの誤りである。

「全国部落調査」をもとに調べると、多くの反証を見つけることができる。

例えば、全国部落調査から、現在の東京都練馬区練馬と東京都墨田区東墨田にそれぞれ320、500世帯もの大規模な部落が存在したことが確認でき

るが、東京都が同和地区指定したことはなく、それらの地域に住んでいたから「被差別部落出身者」だと考えることは、一般国民の感覚かすれば全く理解を超えたことと言わねばならない。

また、全国部落調査によれば富山県には233もの部落が存在したとされるが、富山県は同和対策事業を一切行っておらず、債権者解放同盟は富山県行政からも相手にされておらず、地図・航空写真・グーグルストリートビューで現在地を確認しても、特にみすばらしい地域があるわけでもない。

逆の例として、全国部落調査にある堺市の耳原町はどうか。現在地である協和町は見た目からして、あからさまに部落・同和地区と分かる地域であり(乙20号証)、部落解放同盟が組織され、行政や住民の生活と密接に結びついていくことがうかがえる。

このように、そこが部落として意識されるかどうかは単に場所によるものではなく、その地域の実態によるのである。

また、地名が「プライバシー」に結びつくといった考えが許されるのであれば、個人の権利が、居住地の歴史にまで及ぶことになり、歴史学や地理学に係る学問の自由が大きく制限されることになる。仮に「部落は特別だ」というのであれば、それこそ部落は特殊だと言っているようなもので、差別的な考えである。

また、部落解放運動や同和行政のあり方自体が問題を生じさせていると思わざるを得ない事例がある。

疎甲14号証の書籍の22ページには、当時の「部落地名総鑑」の宣伝チラシの中で「八鹿高校問題の様に暴行事件、リンチ事件が発生して社会的な問題となっています」とある。これは「部落地名総鑑事件」の前年の1974年11月に、債権者解放同盟が当時の兵庫県八鹿町の八鹿高校の教員を監禁、暴行した事件である(乙21号証)。新聞記事にあるように、債権者解放同盟は学

校の教育方針に介入し、気に入らなければ「差別教育」と断じ、暴力で主張を押し通そうとしたのである。現在でも債権者解放同盟は八鹿高校で起こした事件について何ら反省していない。

また、滋賀県旧虎姫町(現在の長浜市)では、2011年に同和対策で作られた公営住宅の又貸しが横行していることが発覚した(乙22号証101頁)。

いわゆる「就職差別」に関しては、歴史的事実として1950年代にレッドパージがあって、公職の採用において思想信条による就職差別が公然と行われ、司法は思想信条ではなく「具体的言動」が問題としてそれらを正当化した経緯がある(最判昭和30年11月22日 昭和29年(オ)355 最高裁ウェブ裁判例情報に掲載)。そして、1973年のいわゆる「三菱樹脂事件」の最高裁判決(民集27巻11号1536頁)により、民間企業による就職差別は事実上容認された。

結婚差別についても類似するところがあり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」との定めがあり、結婚自体が容姿、生殖能力といった本人に責任のない極めて差別的な理由で判断されるのは公知の事実であるから、「部落の人間とは結婚したくない」という意思であれ尊重せざるを得ない。

従って、就職差別や結婚差別の問題は、個別の問題は当事者自身、社会全体としては国民の健全な議論で解決しなければならない。いわゆる「加須市長選挙無効事件」(民集30巻8号838頁)においても、東京裁判所判決(昭和51年(行ツ)第49号、判時826号)は「部落差別を許さないことは、憲法の規定をまつまでもなく、現代社会の基本理念であるが、それと、そのためにどのような対策を行うか、その方策如何の問題は全く別個の事項である。こ

これらの事項について論ずることはまさに言論の自由に属する」「差別を助長するような言論をなす者があったとしても、これを公権力によって抑圧することが適法かどうかは全く別の問題である。言論に対しては言論をもってすべきが現代社会の常法であろう」との判断をしている。

堺市協和町の住民には酷であるが、もし宮部が住民の立場なら、八鹿高校の事件のようなことを起こして未だに反省していない団体が地域ぐるみで活動し、全域が市有地で行政に依存しているような地域を、「ここが私の実家です」と胸を張って婚約者に紹介することはためらわざるを得ない。堺市は市有地を出来る限り民間に払い下げ、市営住宅の縮小と住民の持ち家化をすすめて、普通の地域に戻すべきである。

さらに、八鹿高校の事件について付言すれば、学校の教育が気に入らないことをもって「差別」だと言うような者の考えに従えば、何でも「部落差別」だと言うことができ、いつまでたっても「部落差別」はなくなることはない。

また、旧虎姫町のように、公営住宅の又貸しが横行しているような地域の住民と付き合いたくないと思える人がいるとすれば、差別ではなくてまさに「具体的言動」を評価した結果である。解消すべきは「差別」ではなく、一部の地域住民の具体的言動であるし、不寛容にさらなる不寛容で、偏狭にさらなる偏狭で対抗することは厳に戒めるべきである。

このような、一部の部落の問題が、あたかも全ての部落の問題かのように誤解されないためには、具体的な部落の場所を特定しなければならないし、国民は全国部落調査を活用して、80年前の部落と現在の部落を比較して、大きく改善された部落の成果を見て学ぶべきである。

## 5 被差別部落出身者という法律上の身分が存在しないことについて

まず、債権者は勝手に「債務者は、何ら証拠に基づかず、部落差別が存在しないことを前提にした主張を縷々している」と勝手に妄想して一人芝居をしているが、債権者は部落差別が存在しないとは一言も言っていない。むしろ、同和・部落と言えば、特に公務員や弁護士などが「部落は怖い」とう偏見により、異常な行動を起こす様子を、債務者自身が今まで何度も見てきたところである。特に、債権者の言う明治4年8月太政官布告には、穢多・非人等に対する地租等の税の減免を廃止することが定められているにも関わらず、現在でも鳥取県南部町など一部の地域で、同和地区に限って固定資産税減免をするという、公権力による部落差別が公然と行われていることを把握しているところである(乙23)。また、国においても「同和関係者」に限って失業手当の給付を延長するという差別が行われていることも把握している(乙24)。

本件自体、債権者が自称「被差別部落出身者」であることを前提に法律上の判断が行われるという、重大な部落差別が行われたものとする。

債権者の言うとおりに、「権利侵害の要件事実と、被差別部落の定義は無関係」であり、「被差別部落出身者という法律上の身分」が存在することは絶対許されない」のであれば、本件で債権者が「被差別部落出身者」であるかどうかは、本件の結論とは無関係ということである。それでもあえて「被差別部落出身者」を債権者が自称する理由について何も説明がなされていないが、債権者は、部落差別は許されないと言いながら、司法関係者を含め多くの国民が持っている「部落は怖い」という偏見や、あるいは逆に部落に対する同情心を利用しようとしていると考えざるを得ない。

裁判官におかれては、債権者を「被差別部落出身者」として見ることをせず、あくまで対等な国民の間の問題として判断されたい。

## 6 第2第3項について

第2第3項(1)「債務者や宮部氏が印刷を推奨していること」については保全の必要性は否認し、その余は認める。

これは出版人としての矜持の問題であり、憲法第12条が定める「不斷の努力」として、あらゆる英知を結集して、債権者による出版妨害に抵抗したものである。

第2第3項(2)「インターネット・アーカイブへのデータ提供者」について、ブログやツイッターでの発言と、p2p に流したことは認めるが、その余は否認する。全国部落調査の学術的価値は多くの人が認めるところであり、人類共通の財産である全国部落調査を守るために、債務者ら以外の誰かが様々なインターネット上のサービスに掲載したものと考えられる。グーグルブックスに「示現舎の許可を受けてページを表示しています」とあるのは、全国部落調査は著作権フリーであることから、誰にでも頒布の許可をしているものであって、債務者が特にグーグルブックスに明示的に許可をした事実がなくても、グーグルブックス上の記載は矛盾しない。

第2第3項(3)「ウェブサイトでの掲載が先行している点について」で、「インターネット上で公開される情報と、書籍として公開される情報では、これに対して読者がおく信用は後者が上回るのが通常であり」というのは、インターネットサービスに対する職業差別であって、非科学的で、時代錯誤的な考えである。情報の信憑性を決めるのは、その情報を裏付けるバックグラウンドがどれだけ存在するかであって、媒体は関係ない。債権者はそのような偏った考えであるから、前述したようにオンデマンド印刷したものの「見た目」で判断して出版されたものと勘違いするのである。

また、媒体が何であろうと全国部落調査が世に広まることで「部落差別が社

会的に供されるものだという印象」が広まることはない。むしろ、かつてこれだけ多くの部落が存在し、それぞれの部落が様々な道を歩んできたという、部落に対する正しい認識が広まるのである。そして、約40年前の「部落地名総鑑」なるものが、取るに足らないものであったことが知らしめられるのである。

これは決して債務者独自の考えではなく、そもそも水平社宣言には「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」とあるし、暴露することの意味をなくし、自由な議論が行えるようにするために、部落民はカミングアウトすべきである、部落の場所を開示すべきであるという考えは、部落解放運動内部や研究者の中からも出ている(乙25～28号証)。

逆に、本件仮処分こそ、「部落民の団体に逆らうと何をされるか分からない」という偏見により、80年前の歴史文書を封印するという超法規的とも言える措置を行ったものであって、「やっぱり部落は特殊なんだ」「部落が関係すると、法律も判例も当てにならないんだ」ということを国民に知らしめ、部落に対する忌避意識を増大させるものである。

## 7 第2第4項について

第2第4項(3)において、「晒す」という悪意ある表現については争うが、宮部が部落を訪れることを推奨し、自らも行っていることは事実である。「部落差別に苦しむ当事者」というのが誰のことで、誰が当事者でないのか不明であるが、歴史にゆかりのある地域を訪れて感慨にふけったり、現場を見ることで部落問題や同和行政についての見識を深めたりすることは推奨されこそすれ、責められることではない。

全国部落調査に掲載された部落は決して「悲痛な」場所ではなく、そのような考えこそ部落に対する偏見に満ちたものである。

また、「当事者の悲痛な思いに向き合い」云々というのは、債権者の意見にすぎず、学問的な正しさとは全く関係ないことである。債権者の言うことは、例えるなら「天動説と地動説について研究するのなら、聖書と教会に敬意を示せ」と言うようなもので、むしろ学問に反する態度である。そもそも、部落は住んだ人間に「悲痛な思い」を生じさせるような場所ではない。

その余の債権者の主張も、債権者独自の意見に過ぎないものである。

以上

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

証拠説明書

平成28年10月3日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮部 龍彦

号 証	標 目	原本/写 し	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙4	オンデマンド製本システム	写し	H28.9.30	コニカミノ ルタ株式会 社	書店に並ぶ 雑誌や書籍 並みの本を 1冊から作 成する技術 の存在。
乙5	山陰之教育第二十號	写し	M30.1.8	私立鳥取県 教育会事務 所	部落、同和 地区の場所 を特定する 情報の公開
乙6	特殊部落改善資料 徳島県	写し	M43.6.15	徳島県	が繰り返さ れてきたこ と。
乙7	京都府未解放地区の生活実態	写し	S28.10	社団法人部 落問題研究 所	
乙8	奈良県同和问题資料 No.3	写し	S29.10.1	奈良県民生 労働部・同 和问题研究 所	
乙9	調査その一	写し	S29.11.1	和歌山県同	

				和問題研究 委員会	
乙10	大阪市西成出城開地区精密調査 報告書	同和対策 審議会	S38	同和対策審 議会	
乙11	大阪市同和事業促進協議会10 年の歩み	写し	S38.1	大阪市同和 事業促進協 議会	
乙12	差別とのたたかい 部落解放運 動20年の歩み	写し	S42.12	部落解放同 盟長野県連 合会	
乙13	漁村型同和地区の実態と行政の 課題	写し	S43.1.30	高知県幡多 郡 大方町 町長 橋田 光明	
乙14	群馬解放 同和関係予算一覧表	写し	S46.6.1	部落解放同 盟群馬県連 合会	
乙15	滋賀の部落第1巻部落巡礼	写し	S49.8.28	滋賀県同和 事業促進協 議会	
乙16	大阪の同和事業と解放運動	写し	S52.5.10	社団法人部 落解放研究 所	
乙17	部落問題・水平運動資料集成補巻 一	写し	S53.2.28	株式会社三 一書房	
乙18	同和問題の解決のために・鳥取市 職員研修資料	写し	H9.4	鳥取市	
乙19	大阪市同和事業促進協議会50 年のあゆみ	写し	H15.2.10	社団法人大 阪市人権協 会・市同促 協創立50 周年記念事 業実行委員 会	
乙20	部落探訪(3)大阪府堺市協和町	写し	H28.2.4	債務者	大阪府堺市 協和町が見

					るからに特殊な地域になってしまっていること。
乙21	毎日新聞1974年11月24日	写し	H49.11.14	毎日新聞社	八鹿高校で債権者解放同盟が暴行・監禁事件を起こしたこと。
乙22	同和と在日4	原本	H24.5.6	被告示現舎	滋賀県旧虎姫町で同和住宅の又貸しが横行したこと。
乙23	南部町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱	写し	H17.3.29	鳥取県南部町	同和地区に対する固定資産税の減免があること
乙24の1	失業手当の同和上乗せを申請してみた(前編)	写し	H27.12.21	被告示現舎	同和地区住民を対象とした失業保険の上乗せが行われていること。
乙24の2	失業手当の同和上乗せを申請してみた(後編)	写し	H28.1.8	被告示現舎	した失業保険の上乗せが行われていること。
乙25	部落解放45回研究集会報告書	写し	H24.2.23	解放出版社	部落民はカミングアウトすべき～カミングアウトすれば暴露する意味がなくなるとの意見が運動体内

					部であったこと
乙26	どうなくす？部落差別	写し	H24.11.26	緑風出版	水平社結成時点で全国の部落の所在地を発表すべきだったと部落研究者の塩見鮮一郎氏が主張したこと
乙27	関西大学人権問題研究室室報2011月1日	写し	H23.1.10	関西大学人権問題研究室	関西大学嘱託研究員、解放同盟大
乙28	関西大学人権問題研究室室報2012月1日	写し	H24.1.10	関西大学人権問題研究室	阪府連住吉支部員の住田一郎氏が部落の所在地はオープンにすべきだと主張したこと